

鳥取県保育士等キャリアアップ研修に係るFAQ（平成31年2月5日更新）

区分	質問	回答
全体	<p>委託研修（国ガイドラインに基づき県が実施する研修）と指定研修とを組み合わせると15時間以上の受講修了とすることは可能ですか。</p>	<p>委託研修は2日間（×7.5h=15h）もしくは3日間（×5h=15h）すべて受講していただくことが原則であり、当初から委託研修の一部のみ受講する旨の申込みは受け付けませんが、園行事や疾病、事故等やむを得ない事情により欠席した場合に、指定研修と組み合わせると県へ修了認定申請することは可能とします。</p> <p>その場合においても、一部のみ受講した研修内容に関するレポート作成・提出は必要です。</p> <p>また、組み合わせる委託研修は1日単位とします。</p>
修了認定申請	<p>取扱要領第3条第1項に基づく指定研修修了認定申請に期限はありますか。</p>	<p>申請期限はなく、随時受け付けています。当該分野で15時間以上受講された段階で申請してください。</p> <p>なお、2022年度から処遇改善等加算Ⅱの加算要件に研修要件が必須化される予定ですので、計画的に研修受講してください。</p>
	<p>委託研修と指定研修を組み合わせると15時間以上受講した場合の申請書の添付書類に、委託研修で提出したレポートが必要ですか。</p>	<p>県では一部受講も含め、すべての受講者の受講状況を把握しておりますので、委託研修で提出されたレポートの添付は不要です。</p>
	<p>指定研修一覧の中で、研修分野が複数記載されている研修は、その研修を受講すればそれぞれの分野で15時間の積算にカウントできますか。</p>	<p>各分野で15時間以上受講することが必要ですので、それぞれの分野にカウントすることはできません。</p> <p>よって、どちらかの分野でカウントしてください。</p>
	<p>日本保育協会主催研修を受講した際に、「保育士等キャリアアップ研修修了証」が発行されましたが、これを添付して県への修了認定申請は必要ですか。</p>	<p>県で発行する研修修了証と同等の修了証ですので、県への申請は不要です。</p>
指定研修	<p>取扱要領第2条第2項に基づく指定研修の申請は保育施設が行うのですか。</p>	<p>申請できる者は市町村または保育・幼児教育団体のみであり、保育施設は申請できません。</p>
	<p>取扱要領第2条第2項に基づく指定研修の申請について、研修時間数はどのように記載すればよいですか。</p>	<p>研修のカリキュラム及び内容など、具体的な研修内容が分かる資料（申請時に添付が必要）から、研修時間を算定してください。ただし、休憩時間は除きます。</p>
	<p>指定研修修了の認定申請を行う際に、30分などの端数の生じる研修がある場合はどう記載すればよいですか。</p>	<p>研修ごとに0～29分は0時間、30分以上は0.5時間とした上で、合算してください。</p> <p>なお、取扱要領第2条第2項に基づく指定研修の申請の際も同様の考え方になります。</p>